

## 入院時手術給付特約条項 目次

## この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期  
 第2条 入院時手術給付金の支払  
 第3条 入院時手術給付金の請求手続  
 第4条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱  
 第5条 特約の保険料の払込免除  
 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込  
 第7条 特約の保険料の自動振替貸付  
 第8条 特約の失効  
 第9条 特約の復活  
 第10条 特約の解約  
 第11条 解約返戻金  
 第12条 債権者等による解約  
 第13条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

- 第14条 特約の消滅  
 第15条 告知義務および告知義務違反  
 第16条 重大事由による解除  
 第17条 契約者配当  
 第18条 特約の更新  
 第19条 法令等の改正に伴う支払事由の変更  
 第20条 入院時手術給付金受取人の変更  
 第21条 管轄裁判所  
 第22条 主約款の規定の準用  
 第23条 特約に特別条件をつける場合の特則  
 第24条 総合医療保険に付加した場合の特則  
 第25条 長期総合医療保険に付加した場合の特則  
 第26条 平成21年4月1日以前の契約日の主契約に付加した場合の特則

## 入院時手術給付特約条項

(平成21年4月2日制定)  
 (平成24年4月2日改正)

## この特約の趣旨

この特約は、被保険者が公的医療保険制度における診療報酬点数表によって手術料の算定される手術を入院中に受けた場合で、主契約の手術給付金が支払われないときに、入院時手術給付金の支払を保障するものです。

## (特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに主契約の主たる被保険者（以下「被保険者」といいます。）に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法<回数>に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

## (入院時手術給付金の支払)

- 第2条 この特約で、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

給付金の種類	支払事由	支払額	受取人
入院時手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてに該当する手術を受けたとき。ただし、主契約の手術給付金が支払われる場合を除きます。 ① この特約の責任開始期（復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、以下同じ。）以後に発生した傷害または発病した疾病の治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所における入院日数が1日以上の上の入院中の手術 ③ 病院または診療所における手術 ④ 公的医療保険制度（別表36）によって保険給付の対象となる診療報酬点数表（別表37）により手術料の算定される別表38に定める手術	手術1回につき、手術を受けた日現在の主契約の入院給付金日額 × 10	被保険者

- 2 この特約で、支払事由に該当しても入院時手術給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）は、次のとおりです。

給付金の種類	免責事由
入院時手術給付金	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 被保険者の薬物依存</p> <p>(2) 保険契約者の故意または重大な過失</p> <p>(3) 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(4) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(5) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(9) 地震、噴火または津波</p> <p>(10) 戦争その他の変乱</p> <p>(11) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）</p>

- 3 被保険者がこの特約の責任開始期以後に受けた、異常分娩のための手術は、疾病の治療を直接の目的とする手術とみなします。
- 4 被保険者がこの特約の支払事由に該当する2種類以上の手術を同時に受けたときは、いずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
- 5 この特約の支払事由が生じた場合でも、同時に受けた他の手術に対して主契約の手術給付金が支払われるときには、この特約の入院時手術給付金を支払いません。
- 6 被保険者が、この特約の責任開始期前に発生した傷害または発病した疾病の治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病の治療を直接の目的としてこの特約の責任開始期以後に手術を受けたときでも、その手術はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなします。
  - (1) その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 8 保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、入院時手術給付金の受取人は、第1項の規定にかかわらず、保険契約者とします。
- 9 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院時手術給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により入院時手術給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、入院時手術給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

#### （入院時手術給付金の請求手続）

- 第3条 入院時手術給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 入院時手術給付金の受取人は、前項の入院時手術給付金支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、入院時手術給付金を請求してください。
  - 3 入院時手術給付金の支払時期および支払場所は、主約款の規定を準用します。
  - 4 給付金の受取人である被保険者が死亡した場合、入院時手術給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

号	代表者
(1)	主契約の死亡給付金受取人が被保険者の法定相続人の場合 主契約の死亡給付金受取人 （法定相続人である死亡給付金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
(2)	前号に該当する者がいない場合 この保険契約において指定代理請求人制度に関する特則による指定代理請求人が指定または変更されているときは、その者 （被保険者の死亡時において同特則第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
(3)	前2号に該当する者がいない場合 配偶者
(4)	前3号に該当する者がいない場合 法定相続人の協議により定めた者

- 5 前項の規定により、会社が入院時手術給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその入院時手術給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- 6 故意に入院時手術給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第4項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

#### (支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱)

第4条 この特約の保険料が払込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による入院時手術給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を入院時手術給付金から差引きます。

- 2 猶予期間中に、この特約の入院時手術給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を入院時手術給付金から差引きます。
- 3 前2項の場合、入院時手術給付金が差引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払込んでください。この未払込保険料が払込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき入院時手術給付金を支払いません。

#### (特約の保険料の払込免除)

第5条 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに所定の障害状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。

- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第6条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。

- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 前項で払込むべき保険料は、主約款に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日（第1回保険料の場合は契約日）からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合（この特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合を除きます。）またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未經過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未經過保険料」といいます。）を保険契約者（主契約の死亡給付金を支払うときは、主契約の死亡給付金受取人）に払いもどします。
- 5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納することを要します。この場合、一括して払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料とし、会社所定の利率で割引きます。
- 6 前項のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込みに充当します。
- 7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の死亡給付金を支払うときは、主契約の死亡給付金受取人に支払います。
- 8 第5項の場合において、この特約の保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 9 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

#### (特約の保険料の自動振替貸付)

第7条 この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

#### (特約の失効)

第8条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

#### (特約の解約)

第10条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (解約返戻金)

第11条 この特約に解約返戻金はありません。

#### (債権者等による解約)

第12条 債権者等によるこの特約の解約の効力については、主約款の債権者等による解約の規定を準用します。

#### (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

第13条 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間の短縮または保険料払込期間のみの延長となる変更を除き、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。

- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、保険契約者は、会社の定める方法により計算した金額を払込んでください。この場合、会社は、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

#### （特約の消滅）

第14条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。この場合、責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

#### （告知義務および告知義務違反）

第15条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

#### （重大事由による解除）

第16条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

号	重大事由による解除となる場合
(1)	保険契約者、被保険者または入院時手術給付金の受取人が、この特約の入院時手術給付金を詐取する目的または他人に入院時手術給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この特約の入院時手術給付金の請求に関し、入院時手術給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	保険契約者、被保険者または入院時手術給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること エ. 保険契約者または入院時手術給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)	他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または入院時手術給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(5)	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(6)	会社の保険契約者、被保険者または入院時手術給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 入院時手術給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、次のとおり取扱います。

号	支払事由が生じた後にこの特約を解除する場合の取扱
(1)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた入院時手術給付金の支払事由による入院時手術給付金を支払いません。また、すでに入院時手術給付金を支払っているときは、その返還を請求することができます。
(2)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込みの免除事由による保険料の払込みの免除を行いません。また、すでに保険料の払込みを免除していたときは、払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取扱います。

- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または入院時手術給付金の受取人に通知します。

#### （契約者配当）

第17条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### （特約の更新）

第18条 主契約が更新された場合には、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取扱います。ただし、更新後のこの特約の保険証券は交付しません。

- 2 前項の規定により、この特約が更新された場合、第2条（入院時手術給付金の支払）、第5条（特約の保険料の払込免除）、第15条（告知義務および告知義務違反）および第23条（特約に特別条件をつける場合の特則）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、この特約と同種類

の会社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、入院時手術給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

- 4 第1項または第3項ただし書の規定にかかわらず、主契約の更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合には、この特約の更新または他の特約の付加は取扱いません。

#### (法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第19条 会社は、別表36に定める公的医療保険制度の改正が行われた場合で、その改正が、この特約の支払事由に影響を及ぼすと認めるときには、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由の変更を行うことがあります。

- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可により本条の変更を取扱うことができることとなった日（以下、「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。
- (1) 本条の変更を承諾する方法
- (2) 支払事由の変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法を指定されたものとみなします。

#### (入院時手術給付金受取人の変更)

第20条 保険契約者は、この特約の入院時手術給付金の受取人を変更できません。

#### (管轄裁判所)

第21条 この特約における入院時手術給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

第22条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

#### (特約に特別条件をつける場合の特則)

第23条 会社は、被保険者の選択を行う際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、その危険の種類および程度に応じて、この特約の保険期間の全期間または一定期間にこの特則を適用します。この特則を適用した場合、会社が指定した特定疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）または別表14に定める身体部位のうち、会社が指定した部位に生じた疾病（ただし、所定の感染症（別表15）を除きます。）の治療を目的とする手術について、第2条（入院時手術給付金の支払）の規定を適用せず、給付金を支払いません。

#### (総合医療保険に付加した場合の特則)

第24条 この特約が総合医療保険に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	総合医療保険に付加した場合
(1)	主契約の終身払込終身総合医療保険契約への変更請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に保険期間および保険料払込期間を終身とする終身入院時手術給付特約への変更の請求があったものとします。ただし、この特約が第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定により主契約に付加された場合で、この特約の付加日より10年以上経過していないときまたは変更時に会社が主契約の終身払込終身総合医療保険契約への変更を取扱っていないときは、この特約の終身入院時手術給付特約への変更は取扱いません。
(2)	前号の規定によって終身入院時手術給付特約に変更された場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後の保険料を更正します。
(3)	第1号の規定によって終身入院時手術給付特約に変更された場合には、次のとおり取扱います。 ア. 第2条（入院時手術給付金の支払）、第15条（告知義務および告知義務違反）および第23条（特約に特別条件をつける場合の特則）の規定の適用に際しては、変更前の保険期間と変更後の保険期間を継続した保険期間とみなします。 イ. 変更後の保険契約には、変更時の特約条項および保険料率を適用します。
(4)	主契約に死亡給付金0倍特約が付加されている場合は、第2条（入院時手術給付金の支払）第8項中「保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」は「保険契約者」と読替えます。

#### (長期総合医療保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約が長期総合医療保険に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	長期総合医療保険に付加した場合
(1)	第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の「主契約の主たる被保険者」は「主契約の被保険者」と読替えます。
(2)	主契約の死亡給付金にかかる保険契約締結時に定めた倍率が0の場合は、第2条（入院時手術給付金の支払）第8項中「保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みませ。）」は「保険契約者」と読替えます。

（平成21年4月1日以前の契約日の主契約に付加した場合の特則）

**第26条** 第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定により、平成21年4月1日以前の契約日の主契約（平成21年4月1日以前に指定代理請求人制度に関する特則が付加されている場合に限り。）にこの特約を付加した場合、指定代理請求人制度に関する特則第2条（特則の対象となる保険金等）第5号中「災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金」を「災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および入院時手術給付金」と読替えます。

**備考**

1. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

2. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、前項に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 治療を直接の目的としない手術

「治療を直接の目的としない手術」とは、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などのことをいいます。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号 304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

5. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

6. 異常分娩

「異常分娩」とは、完全に正常な状態における分娩（昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、基本分類表番号650に規定される内容以外をいい、たとえば、鉗子分娩、吸引分娩、帝王切開分娩等をいいます。